

●香川県告示第246号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成27年8月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成27年1月31日	古川歯科医院	小豆郡小豆島町安田甲23番地2
平成27年3月31日	医療法人社団清仁会宇多津クリニック	綾歌郡宇多津町浜五番丁66番地1
平成27年3月31日	医療法人社団清仁会宇多津浜クリニック	綾歌郡宇多津町浜五番丁66番地1
平成27年3月31日	やまだ歯科クリニック	さぬき市志度2148番地1
平成27年4月25日	有限会社よつば薬局	丸亀市通町166番地3
平成27年4月30日	平井クリニック	小豆郡土庄町甲1360番地105
平成27年4月30日	みとよ内科にれクリニック	観音寺市本大町1735番地